

南愛媛第二風力発電事業(仮称)に係る 環境影響評価方法書に対する知事意見

第 1 総括事項

- 1 環境影響評価の手続きを進めるに当たっては、地域住民に対して極力データを開示して、分かりやすく丁寧な説明を行うとともに、インターネットによる図書の公表方法等について利用者に配慮した内容に見直すなど、誠意ある対応をとること。
- 2 風力発電機の出力と基数の組み合わせによる 3 案の事業計画の絞り込みに当たっては、周辺環境への影響を可能な限り回避、低減できるよう配慮するとともに、その検討過程等について、配慮書からの事業規模拡大の経緯等を含めて明らかにすること。
- 3 事業実施区域周辺では、既設を含め複数の風力発電事業計画が存在し、工事中及び供用後に騒音・超低周波音、景観、動植物等への影響が複合的なものになるおそれがあることから、周辺における事業計画を踏まえて環境影響評価を実施すること。
- 4 現段階において、風力発電機等の設置場所が未確定であることから、環境影響評価に係る各調査地点の選定に当たっては、その根拠等を明らかにすること。
- 5 環境影響の予測に当たっては、できる限り定量的な手法を用いること。
- 6 環境影響評価を行う過程において、項目及び選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

第 2 個別事項

1 騒音・超低周波音

施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音については、風向・風速や温度・湿度等の気象条件を考慮し、適切な影響予測及び評価ができるよう、各季節ごとに調査して予測評価を行うこと。

2 水環境

工事中の濁水の流入や工事後の山林面積の減少による栄養塩の流入量の変化等による影響について河川に限定することなく、海域までの影響を含めて予測評価を行うこと。

3 風車の影

施設の稼働による風車の影については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず人によって気になることがあるため、風力発電機の適正な配置等の検討を含めて、十分に影響が回避、低減されているかの観点から評価すること。

4 動物

事業実施区域及びその周辺は、国内の猛禽類の渡りのメインルートの一つであり、毎年数千羽の通過が確認されていることから、風力発電機の出力と基数の組み合わせによる事業計画の絞り込みに当たっては、鳥類の渡りのルートやねぐら等の調査・予測を行い、専門家等からの意見を聴取した上で、バードストライク等の鳥類に対する影響の有無を評価し反映すること。

5 植物

事業実施区域周辺における貴重な植物の存在地域について、文献調査や専門家からの意見聴取等により事前に把握し、その存在地域の改変を最小限に抑えとともに、作業用道路の整備等による地形変化等により、みずみちや日射量等が変わることによる影響が想定されることから、十分に配慮すること。

6 景観

事業実施区域周辺は、地元自治体が整備したサイクリングコースが存在するほか、南予地域の最高峰である篠山への登山客が集まる場所であることから、これらの観光資源としての景観にも十分に配慮し、必要に応じて調査地点を追加する等、適切に予測評価を行うこと。

7 人と自然との触れ合い活動の場

事業実施区域周辺の旧へんろ道（宿毛街道中道）については、世界遺産を目指す四国遍路のルートであることから、人と自然との触れ合い活動の場の調査地点として選定し、適切に予測評価すること。

8 文化財

埋蔵文化財について、近年、宇和島市周辺の稜線上で遺跡が確認されるとともに、事業実施区域周辺においても遺跡が発見されていることを踏まえ、関係市町の教育委員会と協議を行い、必要に応じて踏査や試掘調査を実施のうえ、その存否を明らかにすること。

9 その他

- (1) 工事中の想定降雨量については、近年、全国各地で増加している局所豪雨の状況を踏まえ、安全性を見込んだ現実的な降雨量を想定して、関連する項目の予測評価に反映すること。
- (2) 本事業の実施による二酸化炭素の削減効果については、山林の伐採等を含む設置工事を含めた事業全体の内容を考慮して算出すること。
- (3) 風力発電機及び作業用道路の設置場所等の施工内容が固まった段階で、地形の改変内容及び残土の発生量並びに土捨場の場所等を明らかにすること。